

平成 23 年 2 月 8 日
水産庁境港漁業調整事務所

韓国いか釣り漁船の拿捕について

平成 23 年 2 月 7 日午後 6 時ころ、水産庁漁業取締船「東光丸（とうこうまる）」（2,071トン）は、島根県浜田市北西沖約 150 km の我が国排他的経済水域（EEZ）において、我が国農林水産大臣の許可を受け、操業中の韓国いか釣り漁船「606 ヨンソン」に対し、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（日韓漁業協定）に基づく 2010 年漁期の操業条件等の遵守状況を確認するための立入検査を実施したところ、スルメイカの漁獲割当量が 17,000 kg と定められているにも拘わらず、1,581 kg 超過していることが判明した。

このため、同船船長で韓国籍の「キル チョンド」を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（漁業主権法）違反で現行犯逮捕した。

本件にかかる概要は、下記のとおり。

記

被疑船：606 ヨンソン

漁業種類：いか釣り漁業

総トン数：75 トン

乗組員数：7 名（被疑者を含む）

船籍港：慶尚北道 慶州市甘浦邑

被疑者：キル チョンド（43 歳）

違反内容：漁業主権法違反（許可内容違反：漁獲割当量超過罪）

問合せ先：水産庁境港漁業調整事務所

担当者：漁業監督課長 新村

連絡先：0859-44-3682

* カラー写真の提供可能



